

議案第 88 号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法等の改正により、規定の  
整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例  
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を  
「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項  
第3号」を「同条第3号」に改める。

第4条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「同項第  
1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」  
に改める。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「同項第  
1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。